

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	入院待機ステーション警備業務（4月）		
発注課	保健福祉局 医療対策室 医療提供体制構築課 管理担当課		
選定事業者	三城美装株式会社		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
<p>以下の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当すると判断されることから、特定随意契約とするとともに上記業者を事業者として選定する。</p> <p>入院待機ステーションは、新型コロナウイルス感染症患者の一時的な受け入れ施設として、昨年5月に緊急かつ時限的に開設されたものであるが、施設の特性上、稼働期間（終期）を見通せないことや、時々感染状況に応じて都度診療体制の変更を求められることから、本業においては、これまでも契約期間を短期間とし、必要に応じて仕様を見直しつつ契約を更新してきたところである。</p> <p>今後も、感染状況に応じた可変的な対応を取らざるを得ない状況に変わりはなく、また、調達に当たって仕様内容を適切に定めるためには、可能な限り次の契約開始時点の状況を見定める必要がある。さらには、入院待機ステーション内には汚染区域（レッドゾーン）があり、従事者の感染対策やゾーニング等の習熟のため、業務開始前に一定の事前準備期間を要する。</p> <p>これらのことから、見積り合わせ（入札）を行う暇がないため、新年度の契約に当たっても、特定の者からの調達を継続せざるを得ない。上記事業者は、令和3年8月から現在まで本業務を受託し、必要となる知識経験を積み重ねている。また、上記事業者に業務を実施させることで業務の継続性や品質の確保も担保されることから、引き続き調達することが妥当である。</p>			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号		
決定日	令和4年3月22日		